

公益財団法人新潟水道サービス補助金交付要綱

平成14年4月1日施行
平成15年4月1日改正
平成26年1月1日改正
平成26年4月1日改正
令和元年5月1日改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、新潟市水道局（以下「局」という。）の合理的な運営に協力し、市民福祉の向上に寄与することを目的に設立された公益財団法人新潟水道サービス（以下「財団」という。）に対し、新潟市水道事業管理者（以下「管理者」という。）が交付する補助金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(交付基準)

第2条 この補助金は、次の基準により交付するものとする。

- (1) 補助対象事業 新潟市水道事業の目的達成及び発展に寄与する事業
- (2) 補助対象経費 当該補助事業に要する経費の全部又は一部
- (3) 補助金の額 予算の範囲内で管理者が定める額

(補助金の交付申請)

第3条 財団は、この要綱による補助金の交付を申請しようとするときは、補助金交付申請書に次の掲げる書類を添えて管理者に提出しなければならない。

- (1) 収支予算書
- (2) 事業計画書
- (3) その他管理者が必要と認める書類

2 管理者は、補助事業の内容により必要がないと認めるときは、前項各号に掲げる書類の全部又は一部を省略させることができる。

(補助金の交付の決定)

第4条 管理者は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて事業内容の聴取等を行い、補助金を交付するか否かの決定をするものとする。

(補助金の交付の条件)

第5条 管理者は、補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付目的を達成するため必要があると認めるときは、これに必要な条件を付することができる。

(交付決定等の通知)

第6条 管理者は、補助金の交付を決定したときは、その決定の内容（交付の条件を付したときは、その決定の内容及び条件）を、補助金の不交付を決定したときは、その旨を速やかに財団に通知するものとする。

(交付決定等の変更)

第7条 財団は、補助金の交付申請時の内容に著しい変更があった場合は、その旨を管理者に届けなければならない。

2 管理者は、前項の事由が発生した場合は、当該補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件を変更することができる。

3 前条の規定は、前項の規定により変更した場合に準用する。

(事業遂行の指示)

第8条 管理者は、必要に応じて補助事業の状況の調査又は報告の徴収を行い、補助事業が交付金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、財団に対し、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを指示することができる。

(実績報告等)

第9条 財団は、補助金の交付の決定に係る局の会計年度が終了したとき又はそれ以前に補助事業が終了した場合は、実績報告書を速やかに管理者に提出しなければならない。

2 前項の場合において、管理者が特に必要があると認めるときは、実績報告書に管理者が別に指定する書類を添付しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第10条 管理者は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、当該実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、交付すべき補助金の額を確定するものとする。

2 管理者は、前項の規定により補助金の額を決定したときは、財団にその旨を通知するものとする。

(補助金の概算払)

第 1 1 条 管理者は、前条第 1 項の規定にかかわらず、補助金の額の確定の前に補助金を交付する必要があると認められる場合は、これを概算で交付することができる。

(交付決定の取り消し)

第 1 2 条 管理者は、財団が次の各号の一に該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき
- (2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
- (3) 正当な理由なく第 8 条の規定による管理者の指示に従わなかったとき
- (4) その他この要綱の規定に違反したとき

2 前項の規定は、交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 第 6 条の規定は、前 2 項の規定により取り消しをした場合に準用する。

(補助金の返還)

第 1 3 条 管理者は、補助金の交付の決定を取り消した場合においては、当該取り消しに係る部分に関しすでに補助金が交付されているときは、その返還を命ずるものとする。

2 管理者は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、すでにその額を超えて補助金が交付されているときは、その返還を命ずるものとする。

(様式)

第 1 4 条 この要綱による申請書、報告書その他の書類の様式は、別表に掲げるとおりとする。

2 管理者は、前項の規定による様式によりがたい特別の事情があると認めるときは、その都度これを変更することができる。

(その他)

第 1 5 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 1 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年1月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の財団法人新潟水道サービス補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に受理した申請に係る補助金から適用し、同日前に受理した申請に係る補助金については、なお従前の例による。

別表

名 称	様式番号
第3条第1項の規定による申請書	第1号様式
第6条の規定による通知書	第2号様式
第7条第1項の規定による申請書	第3号様式
第7条第3項の規定による通知書	第4号様式
第9条第1項の規定による実績報告書	第5号様式
第10条第2項の規定による通知書	第6号様式
第12条第1項の規定による通知書	第7号様式
第13条第1項及び第2項の規定による通知書	第8号様式

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

第 1 号様式

年 月 日

新潟市水道事業管理者 様

申請者 住所

氏名（名称，代表者）

補助金交付申請書

公益財団法人新潟水道サービス補助金交付要綱により，次のとおり補助金の交付を申請します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 補助事業の目的及び内容
- 3 補助事業の完了予定年月日
- 4 交付申請額及び算出根拠
- 5 添付書類

第2号様式

新水総第 号
年 月 日

様

新潟市水道事業管理者

補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金については、公益財団法人新潟水道サービス補助金交付要綱により、次のとおり交付（不交付）の決定をしたので通知します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 交付決定額（不交付の理由）
- 3 補助事業の目的及び内容
- 4 交付条件

第3号様式

年 月 日

新潟市水道事業管理者 様

補助事業者 住所

氏名（名称，代表者）

補助事業変更（中止・廃止）申請書

年 月 日付け新水総第 号で補助金の交付決定のあった事業について，次のとおり変更（中止・廃止）したいので，公益財団法人新潟水道サービス補助金交付要綱により申請します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 変更の内容
- 3 変更（中止・廃止）理由
- 4 変更（中止・廃止）予定年月日

第 4 号様式

新水総第 号
年 月 日

様

新潟市水道事業管理者

補助金交付決定変更通知書

年 月 日付け新水総第 号で交付決定した補助金については、
公益財団法人新潟水道サービス補助金交付要綱により、次のとおり変更したので通知
します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 変更事項
- 3 変更理由

第5号様式

年 月 日

新潟市水道事業管理者 様

補助事業者 住所

氏名（名称，代表者）

補助事業実績報告書

年 月 日付け新水総第 号で補助金の交付決定のあった事業が完了（を廃止）したので，公益財団法人新潟水道サービス補助金交付要綱により報告します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 交付決定額及びその精算額
- 3 補助事業完了年月日
- 4 補助事業の成果
- 5 補助事業の精算に係る収支明細

第 6 号様式

新水総第 号
年 月 日

様

新潟市水道事業管理者

補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった事業に対する補助金について、公益財団法人新潟水道サービス補助金交付要綱により、次のとおり確定したので通知します。

記

- 1 交付決定額
- 2 交付済額
- 3 確定額

第7号様式

新水総第 号
年 月 日

様

新潟市水道事業管理者

補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け新水総第 号で交付決定した補助金については、
公益財団法人新潟水道サービス補助金交付要綱により、次のとおり交付決定の取消し
をしたので通知します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 交付決定額
- 3 交付決定取消額
- 4 取消し理由

第 8 号様式

新水総第 号
年 月 日

様

新潟市水道事業管理者

補助金の返還について

年 月 日付け新水総第 号で金額の確定した（交付決定の取消しをした）補助金については、公益財団法人新潟水道サービス補助金交付要綱により、次のとおり返還を命ずる。

記

- 1 返還額
- 2 返還期限
- 3 返還理由